

---

令和4年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第4日)

令和4年3月24日(木曜日)

---

議事日程(第4号)

令和4年3月24日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 令和4年度周防大島町一般会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 議案第2号 令和4年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 議案第3号 令和4年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第4号 令和4年度周防大島町介護保険事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 議案第5号 令和4年度周防大島町渡船事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 議案第6号 令和4年度周防大島町水道事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 議案第7号 令和4年度周防大島町下水道事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 議案第8号 令和4年度周防大島町病院事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第9 議案第17号 周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第10 議案第18号 周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第11 議案第19号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について(討論・採決)
- 日程第12 議案第20号 周防大島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第13 議案第21号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

(討論・採決)

- 日程第14 議案第22号 山口県市町総合事務組合の財産処分について (討論・採決)
- 日程第15 議案第24号 油宇集会施設の指定管理者の指定について (討論・採決)
- 日程第16 議案第25号 小泊集会施設の指定管理者の指定について (討論・採決)
- 日程第17 議案第26号 周防大島町浮島地区学習等供用施設の指定管理者の指定について (討論・採決)
- 日程第18 議案第27号 周防大島町原地区学習等供用施設の指定管理者の指定について (討論・採決)
- 日程第19 議案第28号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について (討論・採決)
- 日程第20 議案第29号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について (討論・採決)
- 日程第21 議案第31号 令和3年度周防大島町一般会計補正予算(第15号) (質疑・討論・採決)
- 日程第22 同意第1号 周防大島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 令和4年度周防大島町一般会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 議案第2号 令和4年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 議案第3号 令和4年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第4号 令和4年度周防大島町介護保険事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 議案第5号 令和4年度周防大島町渡船事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 議案第6号 令和4年度周防大島町水道事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 議案第7号 令和4年度周防大島町下水道事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 議案第8号 令和4年度周防大島町病院事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)

- 日程第9 議案第17号 周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第10 議案第18号 周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第11 議案第19号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について（討論・採決）
- 日程第12 議案第20号 周防大島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第13 議案第21号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について（討論・採決）
- 日程第14 議案第22号 山口県市町総合事務組合の財産処分について（討論・採決）
- 日程第15 議案第24号 油宇集会施設の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第16 議案第25号 小泊集会施設の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第17 議案第26号 周防大島町浮島地区学習等供用施設の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第18 議案第27号 周防大島町原地区学習等供用施設の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第19 議案第28号 周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第20 議案第29号 周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について（討論・採決）
- 日程第21 議案第31号 令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第15号）（質疑・討論・採決）
- 日程第22 同意第1号 周防大島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

---

出席議員（13名）

1番	山中 正樹君	2番	栄本 忠嗣君
3番	白鳥 法子君	4番	竹田 茂伸君
5番	山根 耕治君	6番	岡崎 裕一君
8番	田中 豊文君	9番	新田 健介君

10番 吉村 忍君

11番 久保 雅己君

12番 小田 貞利君

13番 尾元 武君

14番 荒川 政義君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君

議事課長 池永祐美子君

書 記 浜元 信之君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 藤本 淨孝君 副町長 …………… 岡村 春雄君

教育長 …………… 西川 敏之君 病院事業管理者 …………… 石原 得博君

総務部長 …………… 大下 崇生君 産業建設部長 …………… 瀬川 洋介君

健康福祉部長 …………… 近藤 晃君 環境生活部長 …………… 伊藤 和也君

統括総合支所長 …………… 岡本 義雄君

会計管理者兼会計課長 …………… 重富 孝雄君

教育次長 …………… 木谷 学君 病院事業局総務部長 …… 大元 良朗君

総務課長 …………… 中元 辰也君 財政課長 …………… 岡原 伸二君

---

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。一昨日の本会議に引き続き、お疲れさまです。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

---

日程第1. 議案第1号

日程第2. 議案第2号

日程第3. 議案第3号

日程第4. 議案第4号

日程第5. 議案第5号

日程第6. 議案第6号

日程第7. 議案第7号

日程第8. 議案第8号

○議長（荒川 政義君） 日程第1、議案第1号令和4年度周防大島町一般会計予算から日程第8、議案第8号令和4年度周防大島町病院事業特別会計予算までの8議案を一括上程し、これを議題とします。

3月8日の本会議において、所管の常任委員会に付託しました付託案件について、各常任委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、8議案について各常任委員会委員長の審査報告を求めます。

まず、はじめに、総務文教常任委員会委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。久保総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員会委員長（久保 雅己君） おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、3月14日、委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査にあたりましては、所管事項全般にわたり執行部に説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第1号の本委員会所管部分並びに議案第5号につきましては、お手元に配付しております委員会審査報告書のとおり、全件とも可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程における発言等のうち、議案第1号令和4年度周防大島町一般会計予算について、主なものを申し上げます。

はじめに、教育委員会総務課の関係では、委員より、廃校施設に関し、旧油田小学校の利活用は、グランピング等で使用するというビジネス系で決定したが、今後も教育委員会が所管することになっている。民間企業の参入に、引き続き教育委員会が関わると決めたことには、どのような経緯があるのかとの質問に対し、建物自体が防衛省や文部科学省などの補助金を得て建設されており、国との折衝が生じることが主な要因である。

過去には、旧三浦小学校のような事例もあれば、旧和田小学校のように、企業誘致ということで政策企画課が対応したこともあるが、所管に関することは、庁内で検討すべき課題であると思われているとの答弁でした。

この答弁に対し、委員より、町としては、当初の目的を達成できるよう、今後の予算化等、ある程度のサポートを継続していかなければならないことも起こり得る。早急に議論した上で適正な主管課を決め、事業の効果が発揮できるよう進めていきたいとの発言でありました。

次に、教職員住宅に関し、現在の使用状況と一般住宅への移管はどうなっているかとの質問に対し、管理戸数39戸のうち入居停止中の住宅が18戸あり、現在の入居者は8名であるから、実質的な入居率は38.1%である。油田小学校の閉校に伴い、生活衛生課へ所管替えした伊保田教職員住宅のように、一般住宅への変更等も視野に入れながら、管理体制を見直すよう進めているところであるとの答弁でした。

続いて、学校教育課の関係では、委員より、いじめ問題に関する3つの組織について、その役割等の説明を求めるとの質問に対し、まず、いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの未然防止に向けた会議を開催している。

次に、いじめ問題調査委員会は、重大事案が発生した場合に調査を行う組織であり、いじめ調査検証委員会とは、調査委員会の報告を受け、必要と判断された場合に検証をすることとされており、教育委員会とは切り離された、外部からの見識で検証を行うための組織であるとの答弁でした。

続きまして、社会教育課の関係では、委員より、橘ウインドパークの利用実績と工事請負費の目的は何か。また、公共施設の集約化に関し、利用率を上げるための体制や対策及びスケジュール等、今後、この施設をどのようにしようとしているのか、その方針を伺いたいとの質問に対し、まず、工事請負費については、正面玄関内の雨漏りを修理するための経費であり、この施設の利用実績は、今年度も非常に少ないと思われるが、今後については、より良い利用方法を地域の方々等とともに検討してまいりたいとの答弁でした。

次に、委員より、二十歳の集い事業には、令和2年度の新成人も含まれているとのことだが、事業の内容と対象者は何人かとの質問に対し、昨年の成人式の延期及び中止に伴い、令和2年度の新成人を対象とし、今年の夏、同級生たちが再会できる集いの場所を設ける予定としている。なお、対象者は145人であるとの答弁でした。

続きまして、税務課の関係について、主なものを申し上げます。

委員より、電子申告サービス導入業務の内容と、住民サービスにおけるメリットを問うとの質問に対し、国の進める軽自動車OSS（ワンストップ・サービス・システム）と軽自動車JNK S（自動車税納付確認システム）を導入するために、基幹システムの改修業務を委託するものである。

メリットの一例としては、車検整備を受ける際には納税証明書が必要となるが、この証明書がなくても、オンラインで納税確認が可能ながことが挙げられるとの答弁でした。

また、固定資産税の標準地鑑定について、旧町単位で異なった対応はしていないかとの質問に対し、標準地は、町内に247か所あるが、旧町単位でそれぞれに標準地が存在しており、それらの鑑定価格をもとに評価を行うため、地区ごとで異なる対応は行っていないとの答弁でした。

続きまして、総合支所の関係について主なものを申し上げます。

委員より、キオスク端末を大島庁舎に設置した後、人員削減、あるいは他の支所へも展開するなど、今後の方向性について説明をお願いしたいとの質問に対し、これは新型コロナウイルス感染症対策として導入するもので、窓口での非接触化、3密の回避、受付窓口の混雑を解消するといった目的があり、直ちに人員削減に対比させるものではない。

マイナンバーカードが普及し、キオスク端末の利用が増加してくれば、その後の動向も踏まえながら、他の施設への増設を検討してまいりたいとの答弁でした。

次に、委員より、4月から東和・橋岡総合支所の宿日直業務が廃止となるが、夜間・休日の問い合わせ等はどのように対応するのかとの質問に対し、両総合支所への電話は、久賀総合支所へ自動転送されることになっている。

橋斎場の受付業務や公共施設の鍵の管理等、所管事務が円滑に移行できるよう、担当部署とも協議を重ねているところである。

また、地域の情報についても適切に対応してまいりたいとの答弁でした。

続きまして、総務課の関係について主なものを申し上げます。

委員より、地方公務員定年延長支援業務及び自治体契約研修業務の具体的な内容はどの質問に対し、定年延長支援業務とは、定年延長に伴い影響を受ける既存の例規の調査及び改正、また、新たに必要となる例規の検証、そして、対象者への制度の説明や資料作成について委託するもの。契約研修業務とは、随意契約や競争入札などにおける契約業務への理解と徹底を図るため、全職員を対象に実施するものであるとの答弁でした。

次に、政策企画課の関係では、委員より、国際文化協会が行う事業の内容はどの質問に対し、まず、ハワイへの渡航については、参加者の公募と町職員の研修等考えており、その他、アロハキャンペーンの開催、周防大島高等学校のフラダンス活動への支援、カウアイコミュニティカレッジ（KCC）からの訪問団の受入れ、語学留学に対する支援といった事業を予定している。また、県の事業としては、ハワイ州との姉妹都市提携を目指していることや県立高等学校生の修学旅行などが挙げられる。これらの活動は、ハワイ州とのつながりをますます強めることから、今後は、多くの法人関係者の渡航が想定されるとの答弁でした。

次に、空家等実態調査は、どのような方法で何を調査するのか。また、令和4年度の目標はどの質問に対し、町内全域を自治会・行政区ごとに業者委託で調査し、景観情報、建物の用途、所在地情報、写真データ等のデータベース化を図りたい。

調査が完了した後、職員が自治会長等へ聞き取り調査を行うことになるが、これは令和5年度にかけて実施する予定としているとの答弁でした。

以上が、議案第1号令和4年度周防大島町一般会計予算についての主な発言の内容であります。

続きまして、議案第5号令和4年度周防大島町渡船事業特別会計予算について、主なものを申し上げます。

委員より、代替船は、現在も町外から手配しており、前島航路と浮島航路に予備船がないということは大きな問題である。その辺のところは、どのように考えて新年度予算を編成したのか。

また、代替船の船体は現行の船体よりも小さいのが常であり、バイク等の乗船ができないことも考えられるが、その点を解決するためには、運航時期を学校が休業期間となる春休みや夏休み、子どもの通学等が少ない時期に行うという、そのような工夫も必要ではないかと思う。どのような見解かとの質問に対し、この航路は旅客定期航路事業となっているので、まずは補助対象となる旅客船登録がしてあり、代船として利用ができる船舶が町内にあることが望ましい。使用可能な船舶があれば、所有者の方と協議をさせていただきたいと思う。

なお、代替船の運航時期については御提案のとおり、今後検討の上、見直してまいりたいとの答弁でした。

この答弁に対し、委員より、この現状を早く進展させるよう、総合的に考えて対応をお願いするとの発言がありました。

以上が、議案第5号令和4年度周防大島町渡船事業特別会計予算についての、主な発言の内容であります。

これをもちまして、本委員会に付託されました案件に対する審査の内容について、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

総務文教常任委員会委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

総務文教常任委員会委員長、お疲れさまでした。

次に、民生常任委員会委員長から、委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。吉村民生常任委員会委員長。

○民生常任委員会委員長（吉村 忍君） それでは、民生常任委員会を代表いたしまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、3月11日、委員全員出席のもと、委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査にあたりましては、所管事項全般にわたり執行部に説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第1号令和4年度周防大島町一般会計予算の本委員会所管部分から議案第4号令



和4年度周防大島町介護保険事業特別会計予算まで、並びに議案第8号令和4年度周防大島町病院事業特別会計予算につきまして、お手元に配付いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程における発言等のうち、主なものを申し上げます。

はじめに、議案第1号令和4年度周防大島町一般会計予算でございます。

福祉課の関係では、委員より、成年後見支援センターとはどういうものか。また、予算計上されている報償費は誰に支払うものかとの質問に対して、現在、成年後見の町長申立ては福祉課で行っているが、国が共生社会の実現を打ち出しており、本人らしい生活をするために、令和4年4月より、各市町に中核機関の設置が義務づけられた。福祉課を窓口とし、啓発等は包括支援センターが、相談は引き続き権利擁護を行っている社会福祉協議会が行う。報償費は、運営協議会、受任調整会議の報償費で、三士会（弁護士会等）に支払うものであるとの答弁でした。

次に、福祉タクシーの新年度予算について尋ねる。また、福祉タクシー助成券の枚数を増やしてほしいと言う意見を聞くが今後の考えはとの質問に対しては、昨年度に比べ、予算は少し増額している。福祉タクシー助成券の使用率は50%に満たない。使用する人、しない人の助成の格差が生じるため、それを踏まえ今後協議が必要であるとの答弁でした。

また、委員から、食の自立支援事業とはとの質問に対し、高齢者へ週3回見守りを兼ねての配食サービスであるとの答弁でした。

続きまして、健康増進課の関係について、委員から、地域外来・検査センター設置運営事業の賃借料について尋ねるとの質問に対し、昨年度、簡易診察室及び附帯する備品を備えた地域外来・検査センターをリース対応により設置している。リースの場合が国の補助対象となっているため、設置後は、リース代（賃借料）を伴うとの答弁でした。

次に、救急告示病院運営負担金の内容はとの質問に対し、周東総合病院が救急告示病院となっており、空床確保や医療関係者の待機等の体制整備のため、1市4町で人口割95%、均等割5%を柳井市が幹事となり徴収し、周東総合病院に支払っているとの答弁でした。

また、子育て支援アプリの内容と配信サービスの周知方法はとの質問に対し、スマートフォンで、妊娠中の記録や子どもの成長記録、予防接種スケジュールの管理、子育て情報の受け取りができるアプリであり、母子手帳交付時、保健師の訪問や育児相談等において周知する予定であるとの答弁でした。

次に、議案第2号令和4年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算、議案第3号令和4年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算については、質疑はございませんでした。

続きまして、議案第4号令和4年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について、委員から、介護保険料の収納率について、行政改革では99.7%を目標としているが、直近の収納率はと

の質問に対し、令和2年度で99.6%である。未納保険料がある場合、ペナルティーとして給付制限があるので、未納者への文書送付や介護認定申請時において納付を促している。収納率99.7%を達成できるよう、引き続き働きかけを行うとの答弁でした。

委員から、生活支援コーディネーター事業の内容はとの質問に対し、協議体を設置し、地域の生活課題を明らかにして社会資源に結びつけることを目的とした事業で、社会福祉協議会へ事業を委託し、生活支援コーディネーターとして職員を1名充てているとの答弁でした。

また、委員から、介護認定審査会の実施回数や審査会の体制はとの質問に対し、年間約70回程度予定している。毎週火、木曜日に開催し、1合議体5人、4合議体で行っている。委員は、保健・医療・福祉に関する学識経験者で構成しているが、委員については非公表としているとの答弁でした。

次に、議案第8号令和4年度周防大島町病院事業特別会計予算についてですが、説明に先立ち、石原病院事業管理者から、周防大島町病院事業局の現状について発言がありましたので、その概要を紹介させていただきます。

周防大島町病院事業局（当時は公営企業局）は、平成18年から赤字経営が続き、基金残高の減少、人口減少や交通の利便性による患者数の減少等により、病院や老人保健施設の再編を計画し、令和2年4月より再編に係る6つの計画を実行しております。

しかしながら、地域医療構想の実現に向け助言や集中的な支援を得るための重点支援区域に選定されたこと、また、新型コロナウイルス感染症では、令和2年はじめに3医療機関に帰国者・接触者外来を設け、東和・大島の2病院でPCR検査、橘医院で周防大島町地域外来・検査センターの運営や新型コロナウイルスワクチン集団接種の促進に取り組んできたことなど、再編計画作成時に想定できなかった外的要因も加わりました。

山口県からの要請もあり、県内の感染症指定病院以外では、東和病院に新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れることとしました。

新型コロナウイルス感染症の影響で入院患者及び外来患者が減少し、医療収益が激減しましたが、国の補助制度により令和2年度の経常収支はわずかながら黒字となりました。

令和3年度では新型コロナウイルス感染症関連の補助金のほかに、コロナ禍においても病院機能を維持し、地域医療提供体制を確保するため、不採算地区病院への自治体からの支援（繰出金）に係る特別交付税の基準額が総務省で見直しされ、不採算地区病院等に対する特別交付税が大幅に増額されました。

しかし、交付税の増額のみには頼るのではなく、病院事業局として各施設ともに医業収入の増加に努めるため、大島病院では、地域包括ケア病床の稼働率を上げること、東和病院は、引き続き新型コロナウイルス感染症患者の受入協力医療機関として協力し、あわせて稼働率の向上に努め

ます。

橘医院においては、夜勤のできる看護師の不足等により、令和3年2月より休床とせざるを得なくなり、地域住民の皆様にご不便をおかけしておりますが、大島郡医師会からの要望で年24回の休日在宅当番医を引き受け、新型コロナウイルス感染症対応として周防大島町地域外来・検査センターを運営し、新型コロナウイルスワクチン集団接種にも積極的に協力しています。

介護施設においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、稼働率が低下していますが、8割を維持できるよう努めます。

大島看護専門学校では、学生の確保が最優先課題だと思っておりますので、追加募集を行うなど定員確保に努めていきます。

次に、新型コロナウイルス感染症の対応についてです。

東和病院において新型コロナウイルス感染症患者を受け入れておりますが、令和3年10月から12月は全国的にも患者数が減少しました。しかし、令和4年1月より岩国・柳井地区、さらに周防大島町で新型コロナウイルス感染症患者が急増しました。

東和病院で新型コロナウイルス感染症患者を引き受けることとなり、新型コロナウイルス感染症以外の患者を大島病院で引き受け、大島病院の入院患者が増加し、救急患者の受入れが難しくなりました。そのため、やすらぎ苑とさざなみ苑が後方支援に回りました。

このように病院事業局内で、さらには診療所や高齢者福祉施設と連携していかなければならないと思っております。

続いて、令和4年度の診療体制における変更予定について御報告いたします。

東和病院では、現在、勤務していただいている県派遣の医師が3月末で退任となり、4月1日より新たに県から派遣の医師が着任する予定となっております。

大島病院では、山口大学の眼科医の診療が毎週の火・木曜日に、また山口大学の循環器内科医の診療が毎週水曜日に変更となります。

専門外来である発達小児科の医師が3月末で退任の予定となっており、東和病院では4月より第1・3週の火曜日の午後、大島病院では第2・4・5週の木曜日の午後の診療となる予定です。

石原病院事業管理者からは以上であります。

それでは、審査の過程における発言等のうち、主なものを申し上げます。

委員より、医師の管理職手当は廃止になったということでよいかとの質問に対し、院長、副院長、施設長、名誉院長、主任部長を管理職とし、部長職以下は時間外手当の支給対象としているとの答弁でした。

次に委員より、令和2年4月からの再編計画に対して、人事、給与等縮小に向けて予定どおり行っているかとの質問に対し、再編計画の令和4年度給与費の予定は、29億2,813万4,000円

となっているが、再編計画より約3,000万円下回っている予算となっており努力しているとの答弁でした。

また、委員から、直近の東和病院、大島病院の入院患者数とさざなみ苑、やすらぎ苑の入所者数を教えていただきたいとの質問に対し、3月9日時点の数字で、東和病院52名、大島病院82名、やすらぎ苑41名、さざなみ苑61名であるとの答弁でした。

委員から、新型コロナウイルスワクチン接種のため送迎バスを利用して病院に行ったとき、食事も取らずに院内で4時間程度待つ状態となることは、あまり良いことではない。そうならない対策を今後考えていただきたいとの意見がありました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました、議案第1号令和4年度周防大島町一般会計予算の本委員会所管部分から議案第4号令和4年度周防大島町介護保険事業特別会計予算まで、並びに議案第8号令和4年度周防大島町病院事業特別会計予算に対する審査の内容について、民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 民生常任委員会委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

民生常任委員会委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

民生常任委員会委員長、お疲れさまでした。

次に、建設環境常任委員会委員長から、委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。新田建設環境常任委員会委員長。

○建設環境常任委員会委員長（新田 健介君） おはようございます。建設環境常任委員会を代表しまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月10日、委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査にあたりましては、所管事項全般にわたりまして執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第1号の本委員会の所管部分及び議案第6号、さらに議案第7号につきまして、皆様のお手元に配付しております委員会審査報告書のとおり、全件とも可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程におきます発言等のうち、主なものを申し上げます。

まず、議案第1号令和4年度周防大島町一般会計予算についてでございます。

生活衛生課の関係では、委員より、若者定住促進住宅3期工事について、住宅の種別は浮島定住促進住宅のように単身用、世帯用を建設する予定があるのかとの質問に対し、明新住宅の3期工事については、1期、2期工事と同様に世帯用のみの建設を考えているとの答弁でございませ

た。

続きまして、商工観光課の関係では、委員より、道の駅のE V急速充電器が昨年11月頃から故障しており、観光で来町された方の車がレッカーで運ばれたケースもあると聞いている。このE V充電器は1か所だけではなく、ほかにも必要ではないかとの質問に対し、道の駅のE V急速充電器が故障したため、使用できるところがない状態になっている。町内全体への設置計画については主管課である生活衛生課と協議しながら検討してまいりたいとの答弁でございました。

続きまして、農林課の関係でございます。委員より、農業従事者には、農業を手伝うだけの方や、兼業あるいは専業とあるが、承継者支援金の申請対象者はどこまでの範囲で、対象年齢は何歳までか。また、申請時期はいつからになるのかとの質問に対し、対象者としては、例えば青色申告農家の営農を承継する場合が考えられるが、家庭菜園程度の規模は趣旨とは異なるので、線引きをする必要がある。対象年齢については、制限を設けていない。

なお、申請時期に関しては、要綱ができ次第なるべく早く広報やホームページなどによりお知らせをするが、令和4年4月1日以降であれば可能と考えているとの答弁でございました。

続きまして、水産課の関係でございます。委員より、種苗放流育成事業について、アサリの種苗放流にもう1度取り組むとのことであるが、アサリの育成には課題があったと聞いている。新たな放流には、これまでにない工夫を加えた取り組みを行うのかとの質問に対し、アサリなど二枚貝の生息環境に適している干潟を造成し、種苗の放流と育成を計画している。アサリの種苗は、他の種苗と比べ生産性が不安定であり、浮遊幼生を定着させて繁殖した周防大島町産のアサリを商品化したいとの答弁でした。

続きまして、議案第6号令和4年度周防大島町水道事業特別会計予算についてでございます。

委員より、水道施設監視通報装置のクラウド化は、いつ完了する予定かとの質問に対し、令和4年度は沖浦地区を行い、令和5年度、令和6年度は東和地区をクラウド化し、全てが完了する予定であるとの答弁でございました。

続きまして、議案第7号令和4年度周防大島町下水道事業特別会計予算についてでございます。

委員より、今年度予算は、営業収益が約1億800万円、営業費用が約9億円となっている。営業収益について、現在計画している工事が終了した際に幾らの収益を見込んでいるのかとの質問に対し、久賀・大島処理区の計画終了年度は令和17年を計画しており、計画終了時の営業収益を試算するのは難しいところではあるが、令和2年度に策定した経営戦略によると、下水道事業全体で令和12年時の営業収益は、1億5,000万円程度と試算しているとの答弁でございました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案第1号の所管部分及び議案第6号、さらに議案第7号に対する審査の内容について、建設環境常任委員会の報告を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 建設環境常任委員会委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

建設環境常任委員会委員長に対する質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点だけちょっとお尋ねいたします。

確認なんです、若者定住促進住宅事業と浮島地区の若者定住促進住宅事業、これについて、費用対効果についての質問とか答弁とかがありましたかどうか、そこだけ御回答をお願いします。

○建設環境常任委員会委員長（新田 健介君） すばらしい質問、ありがとうございます。

本委員会に関しましては、そこまでの質問はございませんでした。

また、執行部と調整しまして、改めてお答えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので質疑を終結します。

建設環境常任委員会委員長、お疲れさまでした。

以上で、各常任委員会の報告並びに質疑が終わりましたので、これから、討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） おはようございます。今回の令和4年度周防大島町一般会計予算の当初予算案につきまして、原案に反対し、一部修正を求めます。

どの部分についてかといいますと、山口県大島郡国際文化協会に関わる予算についてです。この団体についてですが、本町のハワイへの移民の歴史を大切に、姉妹島のカウアイ島との交流を主な事業としてこれまでやってこられたものと思います。その成り立ちは、合併前の平成2年に、当時の4町がお金を出し合い、財団法人として設立、その後平成24年に、税制上の優遇措置はあるけれど、決まっている公益目的の事業以外は実施できない公益財団と形を変えました。そして、今度は令和4年に、保有財産である国債の満期が来ると、公益財団法人としてこれまで行っていたような国際交流事業を続けることが難しくなるということで、公益財団法人をやめて一般財団法人に変えると、これが今の状況だと理解しております。

今回の町とこの協会の間でお金のやりとりが発生する理由は、団体のあり方を移行させるために一旦保有財産を町に全額寄附して、公益財団から一般財団法人に変更してから改めて町から出資する、そうする必要があるという執行部からの説明だったかと思います。

そこで、予算案を見ますと、歳入のほうには協会からの贈与金として一旦預かる財産の額として8,624万9,000円が計上されております。一方、歳出には、協会への拠出金として

1億円が計上されています。その差は1,375万1,000円です。このプラスで拠出する財源は、合併地域振興基金を取り崩すという御説明がありました。

もともと一旦預かった財産に積み増しする理由としまして、年間500万円規模の事業を20年間は継続していけるように積み増して1億円としたという御説明がありましたが、これについて、私は全く納得がいきません。そもそも、ざっくり年間500万円の事業という根拠も分かりませんし、百歩譲って、年間事業費500万円の規模の事業をやっていくということが前提だとしても、もともとの保有財産のままでも、17年分ございます。財政状況の厳しい中、今から18年から20年後に行うかもしれない国際文化交流事業に対し、1,375万1,000円を財団に対して積み増すというのはいかなるものなのでしょうか。

一般財団法人とするにしても、今後、その頃にも追加の費用が必要になったら改めて出捐を検討すべきです。また、どうして一般財団法人にしないといけないのか、それについても疑問が残ります。

総務文教常任委員会を、私は委員ではないので傍聴に伺いました。そのとき、委員の方から、町が直接国際交流事業を行わず、外部団体を作ってやらなければならない理由は何かという御質問がありました。これに対する執行部の回答は、町の予算でやろうとすると、例えば突発的な海外からの来訪があった場合など、柔軟な対応ができないところがある。そのため、一般財団法人をつくり、そこで事業を行うのが良いというものでした。そういう理由であれば、例えば民泊事業の事務局を担っている周防大島町体験交流型観光推進協議会などと同様、協議会方式でも良いのではと思います。協議会ですと、毎年事業計画に基づいて町に補助金の予算要求があり、当初予算の一部として議会にも諮られます。事業について、執行部が精査し、議会でも質問することができます。

預かる財産8,624万9,000円を、例えば新たな基金として積立て、それを財源に毎年の事業案に対し補助金を交付すれば、町としても積極的に関与でき、将来、必要に応じ、基金を積み増しするようなことも可能などではないでしょうか。

こういった考えから、国際文化協会への支出については一旦保留とし、団体のあり方や支出金額について再度議論した後、必要に応じて、例えば新年度がはじまって以降、補正で対応するということも考えられると思います。

最後に、今までの国際文化協会の取組は、ハワイへの移民の歴史を大切に、周防大島の人とハワイの人との交流を続け、本町にフラダンスを根づかせ、観光イメージにもつながり大きな功績があったろうと思います。

今後10年のまちづくりの指針である総合計画のうちに国際交流の推進については、姉妹都市等以外との交流を行うことや、町内に増えつつある技能実習生などの外国人との交流やその方々

への支援については何も触れられていません。こちらはとても残念に思います。

今後は、そういったことも視野に入れつつ、今後20年は活動していくという覚悟の国際文化協会と連携して、本町の国際交流の推進に取り組んでいっていただきたいと思います。

あと1点、子細なことで、予算とは関係ないのですが、団体の名称がこれまでと同様、山口県大島郡国際文化協会のままです。今後ずっと団体で続けていくということを考えるならば、これを機に、山口県周防大島町国際文化協会とすべきと思いますが、もし、まだ検討の余地があれば、こちらをあわせて御検討いただきたいと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はありませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ただいまの反対討論にもございましたが、山口県大島郡国際文化協会出捐金1億円、それから沖家室アウトドアフィールド整備事業、地家室園地整備事業、地域おこし協力隊集落支援員の住宅借り上げ料など、まだまだ検討が必要な予算もあると思います。

中でも、若者定住促進住宅建設事業、浮島定住促進住宅建設事業については、費用対効果についての御説明がない以上は、賛成することはできないと考えておりました。それは今も一緒なんですけど、その一方で、今回の予算には有識者意見交換会22万2,000円という予算、新規事業が盛り込まれております。これは、町長が肝入りで、新しいまちづくりといいますか、行政の仕組みづくりも含めて検討していこうという予算であって、私は、この予算を大きく評価し、将来にわたって期待するものでもあります。

そういう意味で、採決ですから賛否どちらかに決めなければいけないんで、予算の規模から言えば、先ほど申し上げました、私が懸念している予算は7億円程度あります。一方で、この有識者意見交換会は22万2,000円と、小さな予算ですが、この先ぜひ大きく育てていただいて、もう一桁、二桁、来年度以降実効性のある予算になることを期待しまして、賛成討論といたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 議案第1号令和4年度周防大島町一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

私の賛成理由を5点申し上げます。

まずは、何といたしても令和4年度より有害鳥獣対策が重点施策に格上げになったこととございます。今もなお多くの町民の方がイノシシ等が引き起こす農作物被害、人身被害、生活被害に苦しめられております。それらを防止するため、また、町民の生命と財産を守るため、町民と



町が協働して有害鳥獣による被害のないまちづくりの実現のため、鳥獣害対策マスタープラン策定に着手することは、これまで以上に本町が鳥獣害対策に本気で取り組む姿勢の表れだというふうに感じております。

次に、効率的・効果的な行財政運営を推進するための組織機構を変更する機構改革であります。踏み出せばその一足が道となるという有名な言葉もございますが、まずはスタートを切り、改革の一步を踏み出すことが大切であります。そして、その改革に向けた町長の志、職員の意識も変わってくる。一昨日の私の一般質問で申し上げましたが、職員の接遇も変わってきております。まさに、吉田松陰先生の志定まれば気盛んなり、そして、志のあるところ気もまた従うでございます。

次に、町税などのキャッシュレス納付の開始でございます。新しい生活様式に対応するとともに、曜日や時間を気にせず、いつでも気軽に町税などの納付ができることとなります。誰が提案したのか分かりませんが、素晴らしいシステムでございます。既に多くの町民の方から称賛の声をいただいております。

次に、防犯カメラ設置事業でございます。これも誰が提案したのか分かりませんが、素晴らしい事業でございます。また、犯罪抑止や事件・事故の早期解決も期待できます。さらに、設置場所の設定を警察と協議して行うなど、町民が安心して安全に暮らせるまちづくりを真剣に考えた取組であると感じております。

次に、Wi-Fi環境整備事業でございます。

今回整備する3公共施設は、学習、観光、防災の拠点となる場所であり、Wi-Fi環境の整備が待ち望まれておりました。地方創生にはICTが必要不可欠、地方への人の流れを生み出すWi-Fi、この整備を足がかりに、無料公衆無線LANの展開が今後大いに期待できるものと思っております。

次に、事業承継者支援事業でございます。

これまでは、移住者ばかりに目を向けられがちのイメージでございましたけれども、この島の商・工・農・漁業を昔から支えてこられた事業承継者について目が向けられました。こちらにも既に多くの町民の方から称賛の声が届いております。

以上、令和4年度周防大島町一般会計予算は、以前にも増して、議会、すなわち町民の声を聞き、予算に反映されたものであり、大きく評価されるべきものであると考えます。

最後に、夢と情熱を忘れず、子・親・孫の3世代が安心して暮らしていける地域づくりを、職員とともに果敢に取り組む覚悟の藤本町長、執行部に対しまして敬意と感謝の意を申し上げます、私の賛成討論といたします。

議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論がございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。栄本議員。

○議員（２番 栄本 忠嗣君） 議案第１号令和４年度周防大島町一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

新年度予算につきましては、周防大島町が掲げる、人と自然が響きあう笑顔あふれる安心のまち周防大島の実現に向けて、産業の振興、生活環境の整備、定住の促進、学校教育、文化・スポーツ、交流、医療、福祉、防災、消防、救急、防犯など多岐にわたり２６の新規事業及び必要な分野に予算が継続拡充し、編成されております。

先ほどの吉村議員の賛成討論と重なる部分が多いのですが、新規事業として商工業者、農業者、漁業者の円滑な事業承継の促進を目的に行われる事業承継者支援事業、鳥獣害対策マスタープラン作成業務、空家等実態調査の実施、大島文化センター、東和総合センター、橘総合センター、東和病院、大島病院にWi-Fi環境を整備、東和地区小学校の統合に向けて校舎の改修や設備の設置などの費用、スクールバスの購入、子育て支援アプリ情報発信サービス事業、新型コロナウイルス感染症対策として、生活困窮者自立支援事業、高潮ハザードマップ整備事業、防犯カメラ設置事業など、周防大島町の長年の課題に向き合った対策や時代に合わせた新たな試みなど、幅広くきめ細やかな予算の配分となっております。

このコロナ禍の厳しい状況が続く中、日々一生懸命取り組まれている周防大島町の姿勢は高く評価されるべきものと考えます。

最後になりますが、藤本町長はじめ執行部、職員の皆様に敬意を表しまして、私の賛成討論とさせていただきます。

議員各位におかれましては、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論がございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第１号令和４年度周防大島町一般会計予算について、３常任委員会の委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されまし

た。

議案第2号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号令和4年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第3号令和4年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第4号令和4年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第5号令和4年度周防大島町渡船事業特別会計予算

について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第6号令和4年度周防大島町水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第7号令和4年度周防大島町下水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第8号令和4年度周防大島町病院事業特別会計予算について、委員長報告は可決とすべきものです。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時31分休憩

.....  
午前10時42分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....  
日程第9. 議案第17号

日程第10. 議案第18号

日程第11. 議案第19号

日程第12. 議案第20号

○議長（荒川 政義君） 日程第9、議案第17号周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてから日程第12、議案第20号周防大島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてまでの4議案を一括上程し、これを議題とします。

議案に対する質疑は、3月4日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第17号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第17号周防大島町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び周防大島町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第18号周防大島町病院事業管理者が医師である場合の給与等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第19号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号、討論はありますか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 賛成討論です。

消防団員の報酬について、出勤報酬を8,000円にするということで、その点については依存はないんですが、その8,000円というのが国の指針というか、通知によって上げられると。

一方で、年額報酬については現行どおり、こちらについては国の通知では3万6,500円という標準額がある。上げるのであれば、消防団員の成り手不足とかそういう対策のために上げるのであれば、これに準じて上げる必要があるのではないかなと思います。

質疑では、地域の実情が違うからというような御答弁もありましたし、この標準額、国が考える標準額とか地方交付税の算定基礎というのは地域の実態と大きな乖離があるということも否認ませんが、ちょっとその地域の実態ということで、周防大島町と人口規模が大体同じような自治体と比べてみると、100人あたりの消防団員数が、周防大島町の場合は6.6人、ほかの同程度の人口の自治体は1.3人とか1.8人とかに対して6倍近い開きがある。

一方で面積、同程度の面積の自治体と比べてみると、周防大島町の場合は100キロ平方メートルあたり7人、ほかの自治体は1.4人から3.7人、これも倍以上の開きがある。要するに、人口割、面積割にしても、ほかの自治体と比べて消防団員数が多い。それは、要するに合併のときに旧4町の消防団をそのまま合体させているからということにほかならないのではないかなと思います。そもそも消防団のあり方というものをこの機会に、一度抜本的に、再編も含めて見直す必要があるのではないかなというふうに考えておまして、今回の8,000円に上げるということは賛成しますが、そういった根本的な改革というものを求めまして、賛成ということにさせていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第20号周防大島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13. 議案第21号

日程第14. 議案第22号

○議長（荒川 政義君） 日程第13、議案第21号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてと、日程第14、議案第22号山口県市町総合事務組合の財産処分についての2議案を一括上程し、これを議題とします。

議案に対する質疑は、3月4日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第21号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第21号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第22号山口県市町総合事務組合の財産処分について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15. 議案第24号

日程第16. 議案第25号

日程第17. 議案第26号

日程第18. 議案第27号

日程第19. 議案第28号

日程第20. 議案第29号

○議長（荒川 政義君） 日程第15、議案第24号油宇集会施設の指定管理者の指定についてから日程第20、議案第29号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定についてまでの6議案を一括上程し、これを議題とします。

議案に対する質疑は、3月4日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第24号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第24号油宇集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第25号小泊集会施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第26号周防大島町浮島地区学習等供用施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第27号周防大島町原地区学習等供用施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第28号周防大島町高齢者生活福祉センター「和田苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第29号周防大島町高齢者生活福祉センター「しらとり苑」の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第21. 議案第31号

○議長（荒川 政義君） 日程第21、議案第31号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第15号）を上程し、これを議題とします。

提案理由の説明を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 議案第31号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第15号）につきまして、補足説明をいたします。

追加補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費の限度額について、3ページの第1表のとおり、合計で5億9,276万2,000円と定めるものでございます。

戸籍住民基本台帳一般経費をはじめ、年度内完了が困難となりました事業につきまして、関係機関と協議のうえ、翌年度に繰り越すものでございます。

以上が議案第31号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第15号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なるご審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第31号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 戸籍住民基本台帳一般経費260万6,000円、これの繰越し理由の説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員の御質問の戸籍住民基本台帳一般経費の関係でございますが、事業実施に向けた契約にあたり、住基システム転出転入手続のワンストップ化対応業務の実現範囲や運用方法を踏まえ、改良事項を検討した際、委託ベンダーとの調整に不測の日数を要したことによる計画の見直しのため、繰越しとしたところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 委託業者との調整ということなんですが、これもうちちょっと詳しく、いつ契約して、いつ協議を開始して、もともとどういう工程だったのか、契約だったのか。それで、私がお聞きしたのは、なぜ繰越しをしなきゃいけなくなったか、年度内完成ができなくなったかということ、当然、町長は年度内完了で契約しているはずなんですけれど、当然その実施段階で今の不測の事態が生じたから繰越しするんでしょうから、その委託業者との調整というのがどういうふうな影響を与えたのか、その辺をもうちょっと詳しく御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

これ補正予算のときに少しお話をさせていただきましたけれど、基本的に、3月の、国からの、要は交付決定というのが3月中に行われると。国の臨時国会において、本来、令和4年度に実施する事業でございました。ただ、国の臨時国会において、それを令和3年度に前倒しして実施しなさいというのが1番の主な理由でございます。

したがって、どうしても期間的に調整する時間というのがなかなか困難でございましたので、そういったことを踏まえて、翌年度に繰越しをさせていただきました。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論に入ります。議案第31号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第31号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第15号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第22. 同意第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第22、同意第1号周防大島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを上程し、これを議題とします。

提出者の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 同意第1号は、周防大島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてであります。

本案は、西川敏之教育長の令和4年3月31日付辞任に伴い、後任の教育長の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

西川教育長におかれましては、平成24年11月から本町教育の先導者として、幅広い見識、そして熱意を持ってコミュニティ・スクール推進や学校の統合、英語教育やICT教育の推進、教育施設の環境整備、四境の役150周年記念事業をはじめ社会教育活動の進展など、教育・文化の振興に多大な貢献をいただいておりますが、御本人から、一身上の都合により本年度末をもって職を辞したいとの申入れがあったものでございます。

これを受け、私も熟考したところでございますが、西川教育長の意向を尊重し申入れを受けることとしたものでございます。

後任の教育長につきましては、教育者としての人格や見識、豊富な経験を有しておられることなどを考慮して、星野朋啓氏を任命したく、議会にお諮りする次第でございます。

教育委員会におきましては、児童生徒の確かな学力の定着や、豊かな心と健やかな体の育成、また学校統合や廃校施設の利活用の問題、各種教育施設の再編、社会教育の推進など多くの課題を抱えており、星野氏の教育長としての手腕に大きく期待をしているところでございます。

星野氏の経歴につきましては、添付の関係資料のとおりであります。

なお、現在、田布施町にお住まいですが、今後、出身地の周防大島町へ転居される予定と伺っております。

議員各位におかれましては、星野朋啓氏の教育長任命について、御同意を賜りますよう、何と

ぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

これより起立による採決を行います。同意第1号、星野朋啓氏を周防大島町教育委員会教育長に任命することについて、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、星野朋啓氏を周防大島町教育委員会教育長に任命することに同意することに決定しました。

ここで、3月末をもって退任されることとなりました西川教育長より、発言の申出がありましたので、これを許します。

西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 失礼いたします。

退任の挨拶をさせていただく機会をいただきましたので、一言、お礼を込めて申し上げたいと思います。

平成24年11月27日に着任するときには、西川が帰ってきて良かった、そう多くの町民の方に思っただけのように、地域教育経営、学校教育、社会教育、学社融合教育に打ち込んでまいりました。議員の皆様はじめ多くの方々に御支援いただき、助けていただき、不十分な面も多々あったかと思いますが、おかげさまで、9年4か月の長きにわたり、明るく、楽しく教育長職を続けることができました。心より感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

周防大島町の教育がこれからも続き、さらに発展することがとても重要だと思っております。今後とも周防大島町の教育が発展するよう、教育行政への御支援をいただくと大変ありがたいです。

最後になりますが、このような機会を与えていただき、本当にありがとうございました。今後ともよろしく申し上げます。（拍手）

○議長（荒川 政義君） 西川教育長におかれましては、平成24年11月、教育長に就任されたのち、常に教育行政の先頭に立って御尽力をされ、大変な御苦勞があったと思います。

これからは、お体を御自愛いただき、退任後も周防大島町のためにお力添えをお願いしたいと存じます。

長い間、お疲れさまでした。本当にありがとうございました。（拍手）

---

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全部議了いたしました。

これにて、令和4年第1回定例会を閉会いたします。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時06分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 栄本 忠嗣

署名議員 白鳥 法子